

平成27年第5回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第168号	平成27年度宝塚市病院事業会計補正予算（第2号）	可決 （全員一致）	11月25日
議案第172号	宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第173号	宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第174号	宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第177号	公の施設（宝塚市総合福祉センター）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第178号	公の施設（宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
請願第6号	精神障害者にも他障害同等の交通運賃割引制度の適用を求める請願	採択 （全員一致）	

審査の状況

① 平成27年11月16日 (議案審査)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○浅谷 亜紀 井上 聖 北野 聡子
北山 照昭 田中 こう 富川 晃太郎 若江 まさし

② 平成27年11月25日 (議案審査)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○浅谷 亜紀 井上 聖 北野 聡子
北山 照昭 田中 こう 富川 晃太郎 若江 まさし

③ 平成27年12月15日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○浅谷 亜紀 北野 聡子 北山 照昭
田中 こう 富川 晃太郎 若江 まさし
・欠席委員 井上 聖

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第168号 平成27年度宝塚市病院事業会計補正予算(第2号)

議案の概要

平成27年度宝塚市病院事業会計予算について、下記のとおり補正するもの。

(収益的収入及び支出) 病院事業費用の予定額を医業費用において4億7,145万4千円増額し、110億9,423万8千円にするもの。

(資本的収入及び支出) 資本的支出の予定額を投資において5,047万8千円増額し、24億5,307万円にするもの。

(一時借入金) 限度額を5億円増額し、27億円に変更しようとするもの。

主な内容は、看護師等の給与費、材料費及び退職手当組合負担金積立額の増加によるもの。

論 点 借入金の返済計画と経営状況について

<質疑の概要>

問1 投資活動によるキャッシュ・フローのうち、有形固定資産の取得による支出の金額が平成26年度約9億円、平成27年度約12億円と大きい。その内容は。

答1 この支出には放射線治療装置の導入やMR装置の増設等の費用が含まれる。ただしその費用は、財務活動によるキャッシュ・フローの中で、建設改良費の財源に充てるための企業債による収入で賄う。

問2 中期事業計画2014に掲げた平成27年上期の取組方策のうち、救急医療体制の充実については救急医療センターを開設したが、他の方策は。一時借入金の額を増額するという事は、返済能力が問われる。中期事業計画のスケジュールどおり進め、黒字化を達成し、返済ができるようしっかりやっけていけるか。

答2 心臓CTの導入については、平成27年度の予算がつかず、平成28年度の予算要求をしている。糖尿病医療の常勤医師確保については、関連大学と協議しているが、今のところ確保に至っていない。常勤医師を確保するまでは、応援医師を派遣してもらい、治療を充実させることで収益につなげたい。今後の経営見通しに合わせた投資と返済は、現在の取り組みの延長で達成できるものと考えている。

問3 地域の中核病院として、必要な医療機器の整備も計画どおり行い、医療水準を上げて患者ニーズに答えていく必要もある。また、老朽化した建物の修繕計画もしっかり立てて、市とも相談し、必要な投資を積極的に行うべきと考えるが。

答3 どんな医療機器を入れるか、また老朽改修をするかといったことを、患者ニーズに合わせ、投資に関する考えを整理し、経営的に耐えうるよう進めていきたい。

問4 近隣他市の市立病院の資金借入状況を見ると、借入期間も長く、金利も低い。一方、宝塚市立病院の場合は、市からの貸付は少なく、水道事業会計からの借入れは短期で金利も高い。これでは経営予測も立ちにくいので、度々一時借入金の限度額の設定を変えるよりは、市が長期貸付を行い、病院を支援するほうが望ましいのでは。

答4 過去に、市から5億9千万円、水道事業会計から13億円、合計約19億円の借入をしていた時は、数年間、期末段階での一時借入金は発生しなかった。長期的な借入れができれば、期末時点の一時借入れも防ぐことができる。今後のことを考えれば、市からの借入れについても、十分協議する必要があると考えている。

問5 宝塚市立病院の現在の借入金の金利は高い。病院事業や水道事業は、市民生活を根本から支えている。今のように水道事業会計から病院事業会計へ資金を貸すというようなことはやめ、市として病院をもっと応援するべきで、財政調整基金の資金運用先として考えることもできるのでは。

答5 一時借入金は、銀行から借入れるより、市全体のグループファイナンスとして内部で貸し付ける方が金利が有利。一般会計で自由に使える財政調整基金は約50億円あるが、この資金は銀行からの借入れを抑えるため土地開発公社の関係で資金手だてしており、キャッシュ・フロー上は一般会計も厳しい。市の財政状況全体から判断し、市からの繰り出しをするなどの方法もとっている。多額の繰り入れやみなし償却で黒字化している他の公立病院もあり、同じ会計基準で見ると宝塚市立病院の財務体制は決して悪いわけではない。

問6 医業費用が増加している主な理由が、3階東病棟の救急医療センター開設による人件費増のためということだが、センター開設により今後新たな収益増となる見込みなのか。

答6 救急医療センター24床の開設により、救急車の搬送件数が平成26年度は4,000件余だったのが、今年度は4,500件から5,000件を見込んでいる。搬送された患者は入院につながるので、入院収益増を当初から見込んで、看護師等の人員増を図っている。

問7 救急医療センター開設により、全体的な患者増を見込んでいるとのことだが、医業収益を上げるための具体的な取り組みは。

答7 病床稼働率をできるだけ上げるよう考えている。例えば入院患者数の1日平均が今までは320人程度だったのを350人程度となるよう、年間を通して高めたい。そのためには、救急医療センターの24床がいっぱいになるのを断ることのないよう、各病棟への振り分けを日々行っている。また経営会議を毎週開き、皆で情報共有し

意識を高めるよう努力している。

問 8 黒字化を達成している病院は、救急搬送患者を断らないことを徹底していた。今回救急医療センターができたが、受入病床数はまだ少なく、職員増員による人件費の負担も大きい。もう少し努力して病床の回転を上げ、救急搬送を断らないよう、救急病棟ができたことによる意識改革を徹底すべきでは。

答 8 「断らない救急」を 1 つのスローガンに上げ、病床の稼働率を上げるよう、まさに取り組んでおり、新入院患者をふやすことで、結果的にかかった経費を賄う入院収益をあげることができると考えている。こうした取り組みにより、これまでと違った経営の考え方が出てくる。

問 9 公立病院の役割を考えると、各市における精一杯の努力はわかるが、医療設備や機器はとて高価であり、年数の経った建物の更新等の課題も共有しながら、近隣市で連携する必要があるのでは。公立病院の広域化に向けての動きは。

答 9 国は 2025 年問題等を踏まえ、地域の医療内容をどう変えるかという地域医療構想の策定を促している。阪神北、阪神南を含めた地域の医療についての議論は始まったばかりだが、各地域の中核病院が集まると、どこも同じような問題を抱えており、多くの病院が一緒にやるべきという考えは持っていた。具体的にはまだ何も進んでいないが、できれば補完的にうまくつながっていければと考えている。

問 10 阪神南地域は県立病院等が充実しているが、阪神北地域は公立病院が脆弱。1 市立病院で今後ずっとすべての分野をカバーするのは無理であり、阪神北地域の医療が傾くことのないようにして欲しいが、市の考えは。

答 10 具体的には広域化は進んでいないが、阪神北地域の自治体が集まって県立病院誘致の要望を出そうという話は出ている。

問 11 決算審議の際も指摘があったが、払うばかりで病院経営の大きな負担になっている退職手当組合の負担金の問題を早く解決するべきでは。

答 11 退職手当組合からの脱退についても方法の確認はしているが、本市が脱退することは大変難しい状況。県にも問題提起をしており、十分協議をして考えていきたい。また、退職手当組合へは、病院事業会計にとっては支払い過ぎになっているが、一般会計を初め他会計はもらい過ぎになっている。市の中でもどういった調整ができるかあわせて考え、問題を先送りにしないようにしたい。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成27年第5回(12月)定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第172号 宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

市民サービスの向上を図るため、個人番号カードを利用して、住民票の写し等の証明書を全国のコンビニエンスストアで取得することができるコンビニ交付を平成28年6月を目途に導入することに伴い、関連する条例の一部を改正しようとするもの。

(改正の内容)

- ・ 宝塚市一般事務手数料条例に規定する住民票の写し、印鑑登録証明書及び戸籍謄抄本の交付手数料について、コンビニ交付における交付手数料を窓口交付における交付手数料よりそれぞれ100円安価に設定。
- ・ 宝塚市印鑑条例について、個人番号カードを利用してコンビニエンスストアで印鑑登録証明書を取得できるよう、申請手続に関する規定について所要の整備を行う。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 マイナンバー制度によりサービス拡大につながるというが、制度そのものがわからない人も多い。そんな中で、多くの人がこの制度を歓迎していると言えるか。今回具体的に、個人番号カードを利用した住民票等のコンビニ交付を開始しようとしているが、住民票や印鑑証明を発行する機会は生涯の内でも多くはないのでは。

答1 国も利便性をPRしているが、メリットもまだないので、実感として伝わっておらず、制度がまだ十分浸透しているとは言えない。ここ数年のうちに、マイナポータルという仕組みが出来上がれば、自分の個人番号情報がどこに利用されたか確認できるようになる。情報管理ができるという意味では、いい制度になるのではないかと思う。

問2 コンビニ交付の手数料を窓口交付より100円安価にした根拠と影響額は。

答2 現在の住民票と印鑑証明の窓口交付の際の手数料300円は、原価計算の積算が267円ということから設定され、戸籍謄抄本の交付手数料450円は地方公共団体の手数料の標準に関する政令において設定されている。一方、住民票等のコンビニ交付におけるランニングコストは1件あたり192円であることから、窓口交付より100円安い200円という設定にした。26年度の証明発行件数は21万件で、28年度のコンビニ交付が10%、以降5%ずつ伸びるとして考えると、約210万円の減収になる。ただし、現在窓口交付に要している人件費は、将来的に削減という方向になる。

問3 コンビニ交付することで、証明発行件数がふえるというものでもない。将来的に人件費を削減するとしても、利益の増減がはっきり試算できるようになるまで、当面窓口交付と同金額で設定するという議論はなかったのか。

答3 コンビニ交付の金額設定は、窓口交付の手数料試算と同じく原価計算で行ったもので、受益者負担のスタンスで、実際にかかる費用に着目して考えている。

問4 個人番号カードを作るかどうかは任意であり、マイナンバー制度への疑問からカードを作らない人もいる中で、カードを作った人だけがコンビニ交付で手数料が100円安価となり、窓口交付の場合と差が出ることについては議論しなかったのか。国がやっているからどんどん進めるのではなく、市民の不安や不公平感など、いろんな立場に立った議論が必要では。

答4 個人番号カードを取得するかどうかは、メリットはコンビニ交付だけでなく、公的身分証明として、またe-Taxの申告に利用するなど、個人の選択による。サービスを利用するかどうかはあくまで個人の選択の問題と考えている。

問5 安全性などの面から不安もあるが、マイナンバー制度は税の公平性を担保するという点からその必要性は理解できる。ただ、負担という意味では、コンビニ交付におけるインシヤルコストの約3,400万円と年間のランニングコストに対し、2分の1上限5,000万円の特別交付税措置が3年間行われ、約2,800万円の見込みとのことだが、確実に交付され、かかったコストは補てんされるか。補てんされるまで、交付手数料は同じでもよいのでは。

答5 受益者負担から、サービス提供方法によった積算で手数料を考えている自治体が全国的にも多く、原価を超えた手数料はもらにくい。コンビニ交付により総合窓口の混雑緩和も期待しており、その意味でも市民サービス向上と考えている。

問6 国の交付税措置は3年間であるが、ランニングコストが年額で、システム保守費用約240万円、証明書交付センター運営負担金500万円、コンビニ交付事業者への委託手数料が1件あたり123円、それらが4年目以降も毎年かかっていく。原価計算で1件あたり192円というのはどのように計算したのか。

答6 国においては、個人番号カード交付率を、平成27年度8%、それ以降4%と想定しているので、平成28年度のコンビニ交付率を10%とした。また、ランニングコストに対し、コンビニ交付率は50%として、原価を192円と試算した。

問7 コンビニ交付がふえれば、現在休日の証明書交付を行っている宝塚駅前サービスステーションの必要性が問われてくる。人件費や床費用の問題もあり、利用者もふえていない。サービスをふやすか、廃止をするか、是非の再検討が必要では。

答7 すべてのサービスセンター、サービスステーションにおける証明書発行業務

の廃止までは考えていないが、宝塚駅前での土日の証明書発行業務やテレホンサービス等は、ある時点でサービス廃止の検討はできると考える。

問 8 個人番号カードを作らないということは個人番号がないということかと誤解している人もいる。マイナンバー制度に関するさまざまな疑問に答えるため、相談等の受入体制は整っているのか。

答 8 電話での問い合わせもふえており、10月以降8名体制で窓口と電話相談に応じる。来年1月以降個人番号カードの交付が始まれば、20名体制で考えている。

問 9 これまでの住民基本台帳カードはどうなるか。このカードはあまり普及しなかったが、個人番号カードも同じことになるのでは。

答 9 住民基本台帳カードの有効期限は10年だが、個人番号カードを取得した時点で廃止となる。また今後新たな住民基本台帳カードは発行しない。住民基本台帳カードの利用範囲は条例で規定され、自治体によりさまざまに不明確であったが、今回のマイナンバー制度では個人番号カードは法律で事務上必ず利用されることが規定されており、仕組みが違う。また住民基本台帳カードは有料であったが、個人番号カードは初めは無料なので普及しやすい。

問 10 証明書発行は市内のコンビニのみか。また、印鑑登録証は不要になるのか。

答 10 証明書発行は、大手のコンビニであれば全国で可能。印鑑登録証の個人番号カードへの合体の検討もしたが、転入の際に個人番号カードを持っていないければ、発行に時間がかかり空白期間ができ、また小さいカードの中に印鑑登録番号を記載する必要性の是非等の課題もあるので、引き続き検討することにし、現在は窓口交付の際は印鑑登録証が必要としている。ただし、個人番号カードによるコンビニ交付の際は電子証明による個人認証が行われるので、印鑑登録証は必要ない。

問 11 逆に言うと、市役所の窓口では印鑑証明発行の際、個人番号カードの利用はできないのか。また今後、戸籍や課税証明等の発行はできるようになるのか。

答 11 そのとおりである。また、スタート段階では発行部数の多い3つの証明書に限っているが、課税証明等の税関係の証明書については平成29年1月に新しい税システムが入るので、システム更新後、コンビニ交付ができるよう関係課と協議していく。またその他の住民票の記載事項証明や戸籍附票等は発行部数が少ないので、状況を見ながら発行の必要性を見極めていく。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成27年第5回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第173号 宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要
平成26年6月30日付けで公布した宝塚市国民健康保険税条例の附則第14項の改正規定の一部（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る）について、その施行期日を平成29年1月1日から平成28年1月1日に変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 なし
<質疑の概要>
問1 制度変更により、市民の中に不利益をこうむる人はいないか。
答1 対象となっている利子所得、配当所得及び雑所得は、個人単位で見ると利益が出るか損がでるかによって税額決定の際に変わってくるので、それによる影響の想定はしにくい。
問2 施行期日が1年前倒しになっているが、影響を受ける人からの問い合わせに対応する体制は十分とれるのか。
答2 平成28年1月からの所得に対するものであるが、実際の税申告は平成29年2月、3月以降になるのでまだ時間の余裕はあり、対応は可能である。
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第174号 宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

現在、小学校1年生から4年生までの児童を受け入れている地域児童育成会について、平成28年度から、入所対象学年を小学校全学年に拡大するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 1 受入体制について

<質疑の概要>

問1 平成28年度の5、6年生の受け入れについて、受入可能となっていない小学校区での受け入れの見通しはどうか。

答1 平成28年度の整備については実施計画で要求しており、基本的に平成31年度までに待機児童を解消する予定である。ただし、できるだけ前倒しで取り組んでいきたいと考えている。

問2 仁川小学校区と宝塚第一小学校区の民間放課後児童クラブの運営法人が、それぞれの小学校区内で保育園を開園又は開園予定の法人となった経緯は。

答2 当該小学校区の民間放課後児童クラブの開設については、早急に場所と運営法人を決めなければならなかったことから、当該小学校区内で保育園を開設又は開設予定の法人に直接放課後児童クラブの開設を依頼した。

問3 地域児童育成会には低学年、とりわけ1年生が優先的に受け入れられるのか。

答3 1年生から3年生までの受け入れについては、地域児童育成会又は民間放課後児童クラブで100%の受け入れが可能である。受け入れ先については保護者の選択としているが、地域児童育成会への低学年の児童の入所希望が80人を超える場合には、民間放課後児童クラブを希望されれば、そちらへ優先入所となる。

問4 1年生では入所できたのに、保護者の就労時間の関係で2年生になってから待機になるという事例があったが、そのような実情は解消できたのか。

答4 平成28年度に待機児童が発生する見込みの小学校区においても、低学年については待機児童が発生しないと考えている。

問5 民間放課後児童クラブにおける配慮の必要な児童に対する受け入れ及びそのための人員配置はどのようになっているのか。

答5 基本的に配慮の必要な児童については、地域児童育成会で受け入れることになっている。民間放課後児童クラブについては、今後、保護者のニーズを聞きなが

ら受入体制がとれるよう取り組んでいきたい。

問6 民間放課後児童クラブを開設するための人員や設備に関する基準はあるのか。

答6 放課後児童健全育成事業について、本市においてはその設備及び運営に関する基準を定める条例を制定し、本年度から施行している。本条例により、人員に関する基準としては、一の支援の単位を構成する児童の数をおおむね40人以下（附則により当分の間は70人）としており、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上（ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる）としている。また、設備に関する基準として、専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない等が定められている。この基準については、民間放課後児童クラブにおいても適用し、運営法人にもこの基準を守るよう説明している。

問7 入所を希望する児童が増加している間はよいが、減少してきたときの対応について、新たに民間放課後児童クラブを開設しようとする運営法人と文書は交わしているのか。明文化しておかなければ将来問題が発生するのではないか。

答7 現時点においては待機児童が増加する状況なので、減少したときの対応について文書の取り交わしは行っていない。多くは保育園を運営している社会福祉法人であるが、NPO法人に対しては今のうちに児童が減少してきたときの対応について検討に加えたいと考える。

問8 待機児童が解消されても、地域児童育成会の定員を減らさないという方向性は決まっているのか。

答8 方向性として明確なものは決まっていないが、一番安全なのは学校内であるという認識は十分持っている。

論 点 2 事業のあり方について

<質疑の概要>

問1 入所対象学年を6年生まで拡大することに伴う財政面への影響は。

答1 5、6年生を受け入れることにより、収入が育成料として250万円ほどふえるが、配置基準に基づいて支援員を1人増員する必要があるため、支出も人件費として500万円ふえると見込んでいる。

問2 個別の事業について議論をすれば、時代背景もあり、必要なら拡充していきましようということになるが、最終的に総支出額における民生費の割合が年々増加している。本条例改正に伴う財源は一般会計からの財政負担となるのか。

答2 放課後児童健全育成事業は、平成27年度から子ども・子育て支援法に規定する

13の地域子ども・子育て支援事業の一つに位置づけられており、市としても取り組んでいかなければならない事業であり、支援事業計画にも計上している。財源は、宝塚市の場合保護者負担20%を徴収しているが、国の考え方は保護者負担50%として、残りの50%について国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1の負担としているため、その分、市の一般財源の負担が多くなっているのが実情である。

問3 保護者からのニーズの中で改善の要望が出ている課題にはどのようなものがあるか。それをどのように解消しようとしているのか。

答3 地域児童育成会の保護者ネットワークの会と定期的に話をしているが、現在のところ運営などに係る要望は聞いていない。以前に開所時間延長の要望があったため、平成24年4月から午後7時まで延長した経緯はある。

問4 民間放課後児童クラブを開設するにあたっての、人材確保についての問題点はどのように把握しているのか。

答4 民間放課後児童クラブの開設に伴う人材確保については、それぞれの運営法人にお願いをしている状況である。運営法人によって人材確保の方法がいろいろあり、事業開始までに人材が足りないということはない。

問5 市内において株式会社が運営する民間放課後児童クラブや放課後デイサービスの実態は把握しているか。

答5 現在のところ、市内で放課後児童健全育成事業を行う株式会社の届出はない。類似の事業を併設しているところについては宝塚南口駅近辺で1社把握しているが、届出の義務がないこともあり、他については把握していない。放課後デイサービスについては、地域児童育成会に入所している児童があわせて放課後デイサービスを利用しているケースは何件か把握している。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第177号 公の施設（宝塚市総合福祉センター）の指定管理者の指定について

議案の概要

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間における宝塚市総合福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

論 点 1 選定委員会のあり方について

<質疑の概要>

問1 指定管理者選定委員会条例では選定委員会の委員数は7人とされているが、今回の委員数はなぜ5人なのか。また、必要最低点を6割とした理由は。

答1 条例では委員数7人以内とされているが、近年の指定管理者選定委員会の委員数は7件中、6人が1件、5人が5件、4人が1件で、内訳は学識経験者2人、公共団体の代表者2人、公募委員1人の5人というのが平均的であり適当と判断したためである。必要最低点も事務局案では5割としていたが、非公募であるのでハードルを高くするべきという委員の意見から6割となった。

問2 選定委員数が少ない場合、極端な審査がされると一気に結果が下がることもある。万が一、6割を切る結果となっていたらどうしたのか。これを踏まえても、今後の委員数は5人でいくのか。

答2 万が一6割を切れれば、1階の社会福祉協議会の事務局を新たな指定管理者と切り離さないといけなかった。委員数が少ないと1人の極端な採点が総合点に影響するが、今回の低い結果は委員会の中で施設の老朽化に対する委員からの批判の声が出ていたためである。ただし、施設の大規模修繕は市の役割であり、今回の採点結果は市に対する厳しい批判をもらったと思っている。また、指定管理者として、社会福祉協議会も施設修繕の要望を市にきちんと上申するべきという意見もあったので、市も共に、次の5年目にはちゃんとした点数がとれるように頑張っていきたい。

問3 指定管理者選定要領では、選定委員会は3回程度の開催とするとあるが、今回の選定委員会の開催はなぜ2回だったのか。約7千万円の事業であり、5年に1回の審査であることを考えれば、3回開催するべきではなかったか。予算上は3回分の委員報酬を計上していたのか。

答3 選定要領では、1回目は募集要項、業務仕様書及び審査基準等の確認並びに決定、2回目以降は事業計画等の提案内容の審査及び候補者の選定を行うとあるが、1回目の選定委員会の際に、審議の進め方について、提案内容の審査と候補者選定は1度の審議会のできるのではという意見があり決定した。予算は3回分計上している。

論 点 2 評価の妥当性について

<質疑の概要>

問1 サービス向上を実現する具体的な提案（計画）であるか、という評価項目で、10点満点中3点という結果の委員もあった。審査理由の後に附帯意見をつけてもらい、そのような評価であったことに対し、緊張感をもってあたるべきでは。

答1 委員間の協議でも、低い評価となっている項目については、今までの5年間どうしていたのか、これからの5年間をどうするのか、市としても指導すべきという意見が出た。非公募であるが故に厳しく受け止め、市は指導していくしかない。

問2 上記のように、及第点に達していない10点満点中3点という結果を、指定管理者側はどのように受け止めているか。

答2 今回の結果については、この議決が通れば、1月に入って5年間の基本協定の協議に入る際に指定管理者側に伝え、共に考えていくことになる。サービスという意味では、エレベータなどの施設修繕について多く意見が集中していたので、市も予算獲得等、計画的な修繕に取り組んでいく。

問3 サービス向上という意味では、相談に來れない人へのアウトリーチ（支援を届けること）が弱いのではないかという意見もある。コミュニティソーシャルワーカーにあたるような、実際のワーカーの配置がまだまだ足りず、活動できていないのでは。

答3 コミュニティワーカーは以前、市内の7地区に1人ずつ配置されていたので、そのワーカーが外出すると留守になってしまう状況であった。現在は常駐地区センターに2、3人とサテライト地区センターに分けて対応している。社会福祉的な人員配置については、指定管理と別に年間約1億2千万円の社会福祉協議会補助金を市から交付しており、ワーカーを含めた職員の人件費に充てられている。今後、指定管理とは別に、アウトリーチの体制づくりなど、地域福祉のあり方を協議していく。

問4 障害者差別解消法が来年4月から施行されるが、今回の指定管理者選定の審査項目は以前と変わっておらず、それが考慮されていないように見える。福祉事業者向けガイドラインの中に示されているようなソフト面、ハード面での指摘はどう生かされていくのか。

答4 法施行に向け現在、市職員の対応要領の作成に取り組んでいるが、今回の指定管理者選定の評価には反映させていない。対応要領とは別に、障害者差別解消条例の制定に取り組んでいる中で、行政の責務、市民の責務、事業者の責務という規定を想定している。今後の条例制定後は、条例に則した対応を求めたい。また、社会福祉協議会も来年4月の法施行に向け、法人独自の対応要領に相当するものを作成し、実施する予定と聞いている。

問5 障害者差別解消法施行に伴い、今後いろんな事業者と協議の場を設けていく方向か。

答5 現在、障害者差別を考える会など、そのためのいろいろなスキームをつくっているのですが、法施行後にはそれが差別解消支援地域協議会に変わるとか、また条例制定後には、そのための対策として相談窓口等、救済の体制づくりなど、いろいろ想定しているが、まだまだ具体化はしていない。

問6 社会福祉協議会の理事に市の担当部長、幹事に市の担当次長が入っており、この体制は以前から続いているが、発注する側が受注する側に入っているというこの体制はそろそろ考え直す時期に来ているのでは。

答6 以前は監査の役員に、発注する側の担当次長が入っていたので、別の担当である福祉推進室長に変更した。指定管理者の受託側の役員のあり方については順に検討していきたい。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成27年第5回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第178号 公の施設（宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター）の指定管理者の指定について

議案の概要

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間における宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

論点 1 選定委員会のあり方について

<質疑の概要>

問1 指定管理者選定要領では、委員の構成として、指定管理者への応募が予想される団体等の役員や親族等は選定委員会の委員には任命できない、としているが、もう少し広くとらえ、対象施設の中に事務所を構えている団体や業務委託している団体の関係者についても、誤解を与えないようにするため考えるべきでは。

答1 老人福祉センターでいえば、老人クラブが事務局を構えているので関係が深いといえるが、一方で施設利用者の率直な意見を聞くという意味で選定委員の中に入ってもらっている。利害関係を有するか否かが問題になるかもしれないが、公の施設の場合、明確な利害関係が存在しているとは言えないと考えている。

論点 2 評価の妥当性について

<質疑の概要>

問1 今後の課題として、どちらの施設も「災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか」という評価項目の評価が低いが、どう対応していくのか。

答1 大型児童センターの場合、候補者は不審者対応として利用者カードによる来館者の本人確認や一般来館者への声かけの徹底を行い、火災時対応として年2回の避難訓練や放送設備・緊急通報システム等の定期点検をし、災害時の避難誘導の確認に努めておられると考えている。市としては、より一層危機管理体制の確立に努力いただくよう今後指導していく。

問2 10点満点中、5点をつけた委員と10点をつけた委員と、評価が大きく分かれている項目については、何が足りなかったのかといった原因分析が必要では。全体の6割を最低点としており、特に緊急時の体制等は公の施設にとっては重要な項目では。

答2 各項目で10点満点とされているものについては5点は標準的という意味であり、4点以下でなければあえて問題とはしていない。ただし、緊急時の体制についてはより一層の努力は求めるつもりであり、火災だけでなく地震を想定した避難訓練の

実施も行うよう指導していきたい。

問3 大型児童館は他の児童館と違い、開館時間の関係で中高生も利用しやすい。そこでの経験を生かした中高生活動が各地域児童館へ還元されるようつながっていければよいと思うが、年数回の児童館同士の連絡会議で連携は実現できるか。

答3 児童館の連絡会議として年3回、各児童館・子ども館の館長からなる児童館ネットワーク会議を開催しているが、各児童館の運営状況の情報交換や児童館を取り巻く環境の変化、児童館のあり方に関する検討等を行っている。単なる意見交換に終わるのではなく、大型児童センターがより指導的な役割を發揮していただくよう、市も指導していく。

問4 児童館ネットワーク会議で出された課題は、解決に向かっているか。各地域児童館から、解決されていない現状があると聞いたが、市は具体的にどんな仕組みづくりを考えているか。

答4 会議を主催しているのは大型児童センター館長であり、各地域児童館の館長も同じく社会福祉法人なので、多少遠慮があるのかもしれない。今後、各地域児童館を統括するリーダー的役割を發揮し、もっと踏み込んでもらうよう伝えていく。また、今回の申請の中に今後5年の新たな取り組みとして、地域の子育て支援のため、地域児童館と地域住民との連携を支援するという提案もあり、市も実現に向け指導したい。

問5 この評価は大人の評価であるが、現実に利用している子どもたちの声を聞く仕組みはあるのか。

答5 職員が直接聞いたり、意見箱にも多くの子どもたちの意見が入っている。運営にあたっては他の地域児童館も含めて、運営委員会を組織し、地域の方も入って大まかな運営方針等を協議する場を年に3、4回設けているが、大型児童センターでは運営委員の中に実際フレミラを利用する高校生も2、3名入っており、直接中高生の声を運営の中に反映する仕組みを取り入れている。

問6 評価項目のうち、前回の選定委員会の採点結果で評価の低い項目は、今回も継続して点が低い。たとえば「利用者からの要望（苦情）の把握とその解決策（実現方策）を持っていること」という点に関しては、具体的に何か改善されるような指導を行っているのか。

答6 10点満点中の5点が標準的、及第点とされるので、今回の採点が低いという認識は持っていない。今回の募集は非公募で、継続的なものであったことから、より高い最低点を設定したため総得点の6割となったが、全ての項目で超えている。評価が6割台の項目は3つあるが、運営の実態を見ると十分であり、委員の評価はより

高いところを求めているための結果かと思われる。また、市は、地域児童館の統括として十二分に力を発揮してもらうことを期待している。

問7 老人福祉センターは災害時の福祉避難所として位置づけられているが、福祉避難所としての評価はしなかったのか。

答7 福祉避難所は平成23年度からの制度であるが、選定委員会の議論の中では出なかった。福祉避難所は、位置づけとしては支援の必要な人に入ってもらえる施設で、現在市内に14カ所ある。老人福祉センターには、特別養護老人ホームや老健施設等で受けきれなかった、医療的ケアや介助が必要な人に一時的に入ってもらえるが、そうした人の整理は市の役割である。社会福祉協議会は社会福祉法人としてのマニュアルはつくっており、今後は市が主導的に福祉避難所としての役割を整理し、連絡会をつくって整備してもらっていくところである。

問8 非公募で、実績面でも社会福祉協議会以外に適切な団体がないとされているが、評価項目で満点をつけている委員もいる。理由から見れば、半永久的に選ばれるにも関わらず、採点結果を満点としていると今後緊張感をもって続かない。選定結果の出し方も、附帯意見くらいは必要では。

答8 選定委員会でも、第1回の候補者選定の際、条例上非公募とした理由として、最初から社会福祉協議会ありきなのかという点に質疑は集中した。他の候補者を事務局は検討していないのかといった意見もあり、なかなか納得してもらえなかった。最終的にこれまでの経過や、社会福祉協議会の独自の位置づけ等を総合的に判断すると社会福祉協議会でやむを得ないという結果で候補者となった。5割が標準的として必要最低点とするという事務局案も、非公募とするからには高くするべきとして6割に引き上げられた。最終的に採点結果は6割を超えたので、評価されたと判断したものである。

ただし、指定管理をしている間も、施設の目的達成のための成果が上がっているか常に点検が必要であるし、非公募のあり方についても全体を含め再度検討したい。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第6号 精神障害者にも他障害同等の交通運賃割引制度の適用を求める請願

請願の概要

<請願の趣旨>

全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）は、これまで悲願であった他障がい同等の交通運賃割引を実現するために全国運動（100万人署名活動）を始めました。

請願署名は来年6月の通常国会に提出します。運賃割引制度が実現すれば、精神障がい者の社会参加も広がり家族会の活性化に繋がります。

障がい者本人の平均年齢は45.7歳、72.9%が家族と同居しています。親の平均年齢が70歳以上ですから肉体的にも経済的にも限界にきています。収入の乏しい当事者にとって交通費は大きな負担になっており、外出を控えたり、作業所通所を減らしたり、行きたい所を我慢しているのが現実です。

宝塚家族会では既に他障がい団体等にご協力いただき、現在600名あまりの署名が集まっています。精神障がい者のおかれている状況をご理解いただき、国への働きかけを要望します。

<請願の項目>

- 1 精神障がい者にも他障がい同等の交通運賃割引制度の適用を求める意見書を国に提出してください。

<質疑の概要>

問1 国の制度上は精神障がい者への交通運賃割引はないということだが、自治体で割引を行っているところはあるのか。

答1 都市部ではなかなかないが、一部の地方の都市ではあると聞いている。

問2 市でも高齢者へのタクシーやバスの運賃の優待はあるが、精神障がい者の交通運賃割引についてどう考えているか。

答2 福祉タクシーでは、身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A判定の方以外に、精神障害者保健福祉手帳1級の方にも基本料金の助成を行っている。

問3 割引を行っている地方交通機関の財源は、どこが負担しているのか。

答3 一律には答えられないが、事業者の約款に基づき事業者が負担していたり、第3セクターの交通機関については、市町村の判断で自治体負担もあると思う。

問4 国への意見書提出の請願を、他の自治体へも働きかけているか。

答4 今回のように全国展開し、同じように行っている。

問5 2006年の障害者自立支援法により3障害の一元化が進んだはずだが、交通運賃割引についていまだに差があるのはおかしい。地方から声を上げる意義は大きい
が、趣旨にあるような精神障がい者の方の生活実態は実際どうなのか。

答5 家族会のアンケートによれば、1か月の平均収入は6万287円、平均年齢は45.7
歳、72.9%の人が家族と同居している。アルバイトを含め、就労率は5.7%、こう
した結果からも収入が少ないことがわかる。外へ出かけることで障がいは軽減す
るが、交通費の負担から外へ出なくなると、症状は悪化し、入院することもある。
家の中で家族とずっと一緒なものも精神上よくないし、家族も経済活動ができない。
普通の生活を送るためにも、経済的負担を減らしていくことは大いに意義がある。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	採択（全員一致）